

令和3年度 兵庫県会計年度任用職員（県政推進員）採用選考案内

受付期間	令和3年7月16日（金）～令和3年8月13日（金） [必着]
試験日	令和3年8月18日（水）
任用期間	令和3年9月1日（水）～令和4年1月31日（月）
勤務場所	兵庫県庁（災害対策センター）産業保安課

1 募集職種、採用予定人員等

募集NO	職名	採用予定人員	主な職務内容	受験資格	勤務形態	備考
1	県政推進員	1名	電気工事士法に基づく電気工事士免状の発行及び電気工事業法に基づく電気工事業登録に係る審査事務補助等	「2受験資格」と同じ	週29時間（原則7時間15分×週4日）	

（注）採用予定人員は、今後変更する場合があります。

2 受験資格

- 任用の日に兵庫県の本庁舎に勤務可能な方
- 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれかに該当しない方
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- インターネット等のパソコン操作ができる方

3 選考方法

- 選考方法
 - ①所定の応募書類による選考
 - ②面接試験による選考

(2) 日 時

令和3年8月18日（水）

※試験時間は申込み後、別途お知らせします。

(3) 場 所

兵庫県庁（災害対策センター本棟2階会議室）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話番号 078-362-9414（産業保安課）

〔 申込者多数の場合、上記以外の試験日程及び試験会場になることがあります。その場合は、申込者への案内により別途お知らせします。 〕

4 申込先及び申込方法

下記まで持参又は郵送で所定の応募書類(写真貼付)を提出してください。(8月13日(金)必着)
なお、応募書類は、A4縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどをせずに提出してください。

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部災害対策局産業保安課(兵庫県庁(災害対策センター)本棟2階会議室)

[TEL:078-362-9414 直通]

※ 申込者には、試験日時・会場等を記載した案内を郵送します。

※ なお、8月16日(月)を過ぎても案内が届かない場合は、8月17日(火)正午までに兵庫県企画県民部災害対策局産業保安課まで電話にて照会してください。

5 合格発表

8月下旬に、合格者及び補欠合格者には文書又は電話で通知しますが、不合格者への通知は行いませんのでご注意ください。

6 採用予定時期

- (1) 採用は原則として令和3年9月1日(水)です。
- (2) 辞退、欠員等が生じた場合には、補欠合格者の成績上位者から採用します。
- (3) 配属先は産業保安課です。

7 任用期間

令和3年9月1日から令和4年1月31日までです。

8 勤務条件等

- (1) 基本報酬(地域手当に相当する報酬を含む)
月額126,700円~133,400円
※報酬額の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴により個別に決定します。なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。
※基本報酬の額は、正規職員の給与改定をうけて変更されることがあります。
- (2) 通勤交通費
正規職員に準じて、実費相当分を支給します。(支給限度額の設定あり)
- (4) 勤務時間
週29時間(原則7時間15分×週4日)
- (5) 休暇
年次有給休暇(時間単位の取得が可能)
その他、任用条件に応じた各種休暇(有給・無給)あり
- (7) 社会保険
健康保険、厚生年金保険、雇用保険 ※週の勤務時間等、要件を満たす場合に加入
- (8) 条件付採用
改正地方公務員法(令和2年4月1日施行)第22条第1項及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後1月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

9 その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員としてサービスの規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (3) パートタイムの会計年度任用職員は、営利企業への従事(兼業)を行うことができます。ただし、兼業についての届出が必要になるとともに、以下のような場合に該当しないよう注意してください。
 - ・ 兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
 - ・ 兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
 - ・ 兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。
- (4) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じることがあります。
- (5) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。